

# 働き方改革を支援します！ 時間外労働等改善助成金のご案内

職場環境の改善、生産性向上に向けた取組などに、是非、ご活用ください。

\*長時間労働の見直しのため、働く時間の縮減に取り組む中小企業事業主を支援\*

## 時間外労働上限設定コース

申請締切 平成30年12月3日(月)

### 《対象事業主》

平成28年度又は平成29年度において、限度時間を超える内容の特別条項つき時間外・休日労働に関する協定を締結している事業場を有する事業主で、当該時間外労働及び休日労働を複数月行った労働者がいる

### 《成果目標》

平成30年度又は平成31年度に有効な36協定の延長する労働時間数を短縮し、交付要綱に定める成果目標どおり上限設定(月45時間かつ年間360時間以下に設定する等)を行い、労働基準監督署へ届出を行うこと

### 《支給額》

成果目標の達成状況に応じて、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給

以下のいずれか低い額

- ① 上限 200万円
- ② 上限設定の上限額及び休日加算額の合計額
- ③ 対象経費の合計額×補助率 4分の3(※)

(※)常時使用する労働者が30名以下かつ、対象経費が30万円を超える場合の補助率は5分の4(一部の経費のみ)



\*生産性の向上などを図ることにより所定外労働の削減や年次有給休暇の取得促進に取り組む中小企業事業主を支援\*

## 職場意識改善コース

申請締切 平成30年10月1日(月)

### 《対象事業主》

次の①から②のいずれかに該当する事業場を有する事業主

- ① 労働者の年休の年間平均取得日数が13日以下であり、かつ月間平均所定外労働時間が10時間以上
- ② 所定労働時間が週40時間超え週44時間以下の労基法特例措置対象事業場(法定労働時間が週44時間)

### 《成果目標》

- ①の場合  
ア 年休の年間平均取得日数を4日以上増加  
イ 月間平均所定外労働時間数を5時間以上削減
- ②の場合  
週所定労働時間を2時間以上短縮し40時間以下とする



### 《支給額》

成果目標の達成状況に応じて、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給

- ①の場合 上限 150万円  
対象経費の合計額×補助率 2分の1～4分の3(※)
- ②の場合 上限 50万円  
対象経費の合計額×補助率 4分の3(※)

(※)常時使用する労働者が30名以下かつ、対象経費が30万円を超える場合の補助率は5分の4(一部の経費のみ)

\*勤務間インターバルの導入に取り組む中小企業事業主を支援\*

## 勤務間インターバル導入コース

申請締切 平成30年12月3日(月)

### 《対象事業主》

次の①から③のいずれかに該当する事業場を有する事業主

- ① 勤務間インターバルを導入していない事業場
- ② 既に休憩時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下である事業場
- ③ 既に休憩時間数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場

### 《成果目標》

休憩時間9時間以上の勤務間インターバルを所属労働者半数を超える労働者を対象とした制度として導入する

- ①の場合 新規導入
- ②の場合 適用範囲の拡大
- ③の場合 時間延長

### 《支給額》

成果目標を達成した場合に、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給

- ①の場合 上限40万円～50万円(※2)  
対象経費の合計額×補助率 4分の3(※1)
- ②と③の場合 上限20万円～25万円(※2)  
対象経費の合計額×補助率 4分の3(※1)

(※1)常時使用する労働者が30名以下かつ、対象経費が30万円を超える場合の補助率は5分の4(一部の経費のみ)

(※2)上限額は最も短い休憩時間数に応じたものになります



※ 詳しい内容は、厚生労働省HPをご覧ください。

時間外労働等改善助成金

検索

問合せ先： 福井県医療の職場づくり支援センター TEL：0776-24-1666 (福井市大願寺3-4-10)

申請先： 福井労働局雇用環境・均等室 TEL：0776-22-3947 (福井市春山1-1-54)